

第22期第25回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和6年1月24日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第25回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年(2024年)1月24日(水)
14時00分～14時30分
- 2 開催場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号(むろらん広域センタービル)
北海道胆振総合振興局 3階C会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、阿部委員、田村委員、高田委員、
小谷地委員、澤口委員、田中委員、富樫委員、傳委員、煤孫委員
(12名)
- 4 事務局 事務局長 濱谷 仁
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 菅原 範彰
漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について
(答申)
報告事項1 まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について
報告事項2 くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更について
報告事項3 「令和6年度いか釣漁業と沿岸漁業との操業協定」へ向けての改正
要望の確認について

7 議事の顛末

濱谷事務局長

それでは只今から、第22期第25回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

新年1回目の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方もご承知のとおり、年始から能登半島地震など大きな災害や事故が発生しました。お亡くなりになられた方々には深く哀悼の意を表するとともに被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、委員の皆様方におかれましては、新年を迎え、何かとご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課の職員などのご臨席を賜り、御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、「制限措置の内容及び申請すべき期間について」など審議事項1件と報告事項3件となっています。

皆様方には、審議の程よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶いたします。

濱谷事務局長

本日の来賓の紹介につきましては、時間の都合で省略いたします。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中12名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。伊藤委員、小谷地委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。事務局から説明願います。

濱谷事務局長

それでは、右上に「議案第1号」と記載された資料をご覧ください。

内容が振興局処分の許可に係るもののため、振興局の春日係長から説明します。

春日係長

議案第1号と書かれた諮問文ですが、この内容につきましては、知事許可漁業の許可にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、海区委員会の意見を求める内容となっております。

対象漁業は、潜水器漁業、小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業）、小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）となります。

一枚めぐりまして、潜水器漁業の告示案でございますが、本漁業については、1年許可のため1年ごとに制限措置を定め公示しており、昨年も諮問して、特に問題ない旨答申されております。

漁業種類は、潜水器漁業えむし及びなまこ、うに及びなまこ、あわび、うに、えむし及びなまこ等と漁獲の対象となる魚種毎に分類されており全部で9区分となります。

次に操業区域ですが、各漁協の共同漁業権区域毎及び港湾区域毎に設定しており、全部で11区分となっておりますが、苫小牧港にかかる操業区域について、明確化を図るため変更しております。

漁業時期ですが、対象魚種毎に操業期間を設定しています。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は各漁協の共同漁業権行使規則に記載される人数と同様となっております。港湾区域内においては関係漁協に聞き取りしています。

以下、操業区域以外はこれまでと特に変わりはありませんが、船舶の総トン数については規定しておらず、漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有する者、操業区域に共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者、操業区域に港湾区域を含む場合は、各港湾管理組合の同意を有する者となっております。

今回、許可等の申請期間は、2月1日から翌年の1月31日までとなっております。許可の有効期間は1年以内とし、起業の認可の有効期間は6ヶ月以内としています。

申請書提出先は胆振総合振興局水産課、その他許可に付す予定の条件となっております。

以降の資料は、潜水器漁業の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に19ページをご覧ください。小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業）の告示案でございますが、本漁業についても、1年許可のため1年ごとに制限措置を定め公示してお

り、昨年も諮問して、特に問題ない旨答申されております。

漁業種類は、漁業種類は対象魚種毎に分類されておりまして、19ページがほたてがいを対象とする桁網、20ページがほっきがいやその他の貝類を含む桁網となっております。

次に操業区域ですが、各漁協の共同漁業権区域毎及び港湾区域毎に設定しており、全部で20区分となっておりますが、苫小牧港にかかる操業区域について、昨年から変更しております。

漁業時期ですが、ほたてがいが4月1日から翌年3月31日まで。ほっきがい等については、7月1日から翌年4月30日までとなっております。

許可等をすべき船舶等の数は各漁協の共同漁業権行使規則に記載される隻数と同様となっております。

以下、操業区域以外は、これまでと特に変わりはありませんが、船舶の総トン数については15トン未満としており、漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有する者、操業区域に共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者、操業区域に港湾区域を含む場合は、各港湾管理組合の同意を有する者となっております。

今回、許可等の申請期間は、2月1日から翌年の1月31日までとなっております。

許可の有効期間は1年以内とし、起業の認可の有効期間は6ヶ月以内としています。

申請書提出先は胆振総合振興局水産課、その他許可に付す予定の条件となっております。

以降の資料は、小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業）の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に29ページをご覧ください。小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の告示案でございますが、本漁業についても、1年許可のため1年ごとに制限措置を定め公示しており、昨年も諮問して、特に問題ない旨答申されております。

漁業種類は、小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）となっております。

次に操業区域ですが、各漁協の共同漁業権区域毎に設定しており、全部で10区分となっております。

漁業時期ですが、8月21日から翌年6月20日までとなっております。

許可等をすべき船舶等の数は各漁協の共同漁業権行使規則に記載される隻数と同様となっております。

以下、これまでと特に変わりはありませんが、船舶の総トン数については10トン未満としており、漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有する者、操業区域に共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者となっております。

今回、許可等の申請期間は、2月1日から翌年の1月31日までとなっています。許可の有効期間は1年以内とし、起業の認可の有効期間は6ヶ月以内としています。

申請書提出先は胆振総合振興局水産課、その他許可に付す予定の条件となっております。

以降の資料は、小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

議案第1号に係る説明は以上ですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

意見が無ければ、議案第1号については原案どおり知事に答申してよろしいでしょうか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定いたします。

次に、報告事項1「まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について」を事務局から説明願います。

濱谷事務局長

右上に報告事項1と記載の資料をご覧ください。2枚ものです。

まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度の漁獲可能量の変更です。1枚捲って頂き、右が改正前、左が改正後となります。

北海道の漁獲可能量38,600トンから65,600トンと増枠となっております。理由としては、道南地区の定置網での漁獲の積み上がりとなっております。

内訳は、敷網試験操業27,000トンと変更なし。その他現行水準。定置はその他

に区分されております。

簡単ですが、以上となります。

岩田会長

報告が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

次に、報告事項2「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を事務局から説明願います。

濱谷事務局長

右上に報告事項2と記載の資料をご覧ください。これも2枚の資料です。

くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更です。

1枚捲って頂き、これも右側が改正前、左が改正後です。

小型魚は83.8トンから80.8トン。大型魚は327.4トンから322.4トンとどちらも減少となっております。

理由としては、震災にあわれた石川県への譲渡などとなっております。

簡単ですが、以上となります。

岩田会長

報告が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

次に、報告事項3「令和6年度いか釣漁業と沿岸漁業との操業協定」へ向けての改正要望の確認について」を事務局から説明願います。

濱谷事務局長

右上に報告事項3と記載の資料をご覧ください。

令和6年度いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定に向けての改正要望確認です。

年明け前から、管内各漁協等関係機関へ改正要望の聴取を行い、とりまとめを行ったところ、特に要望無しとのことなので、この旨道南連合海区に回答します。といった内容となります。

2枚目以降は、直近の操業協定書となっております。内容については、後ほどお目通し願います。

簡単ですが報告は以上となります。

岩田会長

報告が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、そのように進めます。

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員

なし、ありませんの声

岩田会長

特に無いようなので、以上で、本日の委員会を終了いたします。誠にありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和6年(2024年) / 月 24日

胆振海区漁業調整委員会

会長 岩田 廣美

議事録署名委員 3月 藤 信孝

議事録署名委員 山谷 好輝